

第1章 地球環境の保全に貢献する広島

今日の環境問題の中でも、世界的かつ人類共通の課題となっている地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの問題に適切に対応し、地球環境の保全に貢献するため、地域からの取組を積極的に推進します。

第1節 地球温暖化防止対策の展開

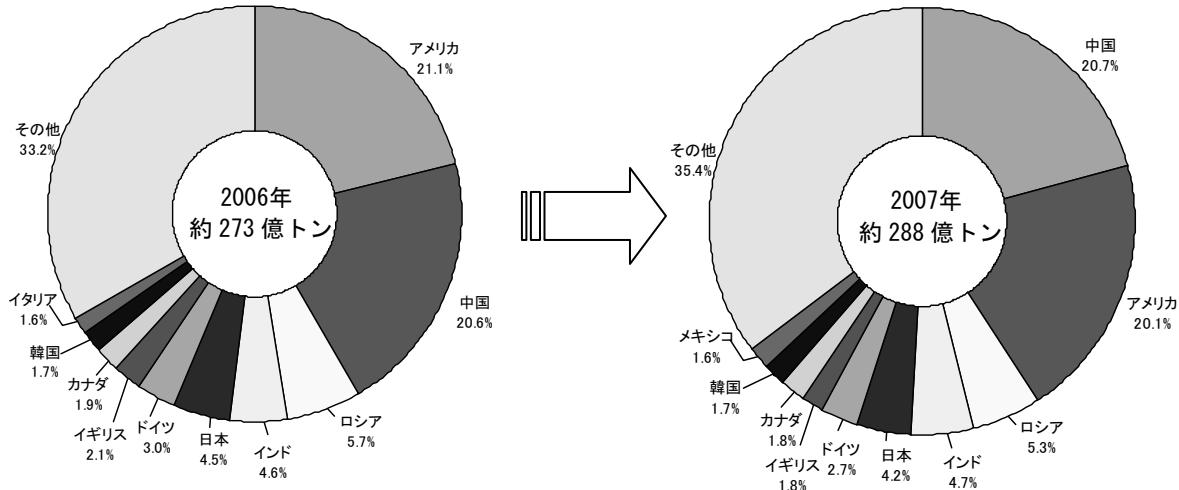
1 二酸化炭素排出量削減対策の推進

●現状と課題

(1) 世界の二酸化炭素排出状況

世界各国における平成19年(2007年)の二酸化炭素排出量は、年間約288億トンで、平成18年(2006年)と比較して約15億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、ロシア、インドに次いで世界第5位です。中国、インドなど新興国の排出量が増加しており、平成19年、中国の排出量がアメリカを上回り世界第1位となりました。

図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）



資料：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の平成19年度の二酸化炭素排出量は平成2(1990)年度に比べて34.6%増加、平成18年度に比べて1.6%増加しています。

平成19年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は、4,195万トンで、県全体の71.4%と最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合(46.5%)と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

運輸部門からの排出量は、平成19年度696万トンで、県全体の11.9%と二番目に大きな割合を占めています。

民生(家庭)部門からの排出量は、平成19年度では467万トンで、県全体の8.0%と三番目に大きな割合を占めています。平成2年度以降の民生(家庭)部門の排出量は、世帯数が増加したこと等により、増加しており、家庭における省エネルギー対策や新エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は、平成19年度では465万トンで、県全体の7.9%を占めています。平成2年度以降の民生（業務）部門の排出量は、事務所や小売等の延床面積が増加したこと等により、増加しています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と伸び率（平成19年度）

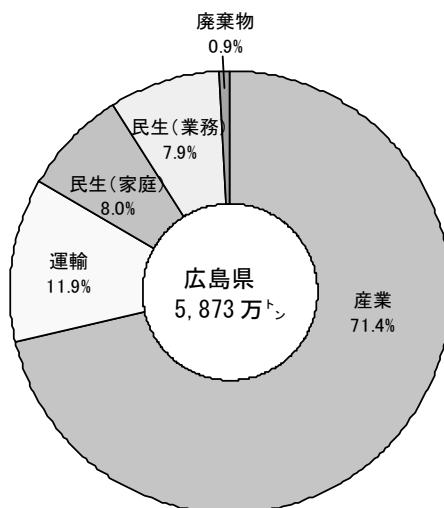
区分	H2基準年		H19実績		H2~H19伸び率		備考
	国 (万t)	県 (万t)	国 (万t)	県 (万t)	国 (%)	県 (%)	
産業	61,330	3,088	60,460	4,195	▲1.4	35.8	県目標 H22年度に、H2排出量比 ▲2%※
運輸	21,700	599	24,500	696	12.9	16.2	国目標 H20~24年度の間で、H2 年度排出量比 ▲6%※
民生(家庭)	12,700	326	18,000	467	41.7	43.3	※温室効果ガス全体の 削減率
民生(業務)	16,400	300	24,300	465	48.2	55.0	
廃棄物	2,270	48	2,840	50	25.1	4.2	
合計	114,400	4,362	130,100	5,873	13.7	34.6	

※県内の二酸化炭素排出量は、推計方法を見直したことから、再度計算し直した値である。

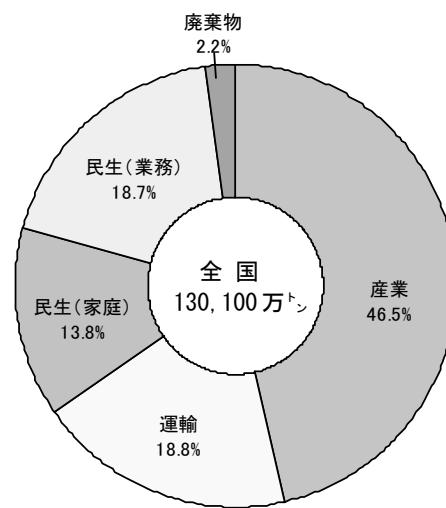
※産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 広島県と全国の二酸化炭素排出量の部門別割合（平成19年度）



資料：県環境政策課



出典：環境省『日本の温室効果ガス排出量』

【施策の方向】

- 産業・運輸・民生の各部門の状況を踏まえた実効性ある二酸化炭素排出量削減対策の推進

●施策の展開

（1）総合的・計画的な施策の推進

- 「京都議定書」による温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、平成15年度に策定した「地球温暖化防止地域計画」に基づく取組を推進します。
- 温室効果ガスの排出削減に向けた国や他の都道府県の動向、本県の産業・運輸・民生の各部門の特徴などを踏まえた実効性ある二酸化炭素排出量削減対策を推進します。

ア 「広島県環境基本計画」・「広島県地球温暖化防止地域計画」の策定 [環境政策課]

本県の環境に関する総合計画である「広島県環境基本計画」及び地球温暖化対策に係る個別計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」の計画期間が、平成22年度で終了するため、平成23年度を初年度とする次期計画を策定します。

【平成21年度実績】次期計画策定に向けて、新たな算定方法による温室効果ガス排出量調査や、環境に関する意識調査等を実施。

【平成22年度内容】次期環境基本計画・地球温暖化防止地域計画を策定。

(2) 産業・民生(業務)部門

- 温室効果ガスの排出量が多い事業者に対し、自主的な削減に向けた計画的な取組の促進を図ります。
- 化石燃料¹の利用等に伴う二酸化炭素の排出を抑制するため、新エネルギー²や省エネルギーに資する設備投資に対する支援を行うとともに、新・省エネルギー機器等の開発、ライフサイクルアセスメント(LCA)³手法の普及等を推進します。
- 排熱エネルギー等を効率的に利用できるコージェネレーションシステム、地域冷暖房システム等の利用促進、ESCO事業⁴の普及促進等を図ります。
- 都市化によるヒートアイランド現象⁵を緩和し、人の健康や生活環境を保全するため、人工排熱の削減、不透水化された地表面被覆の改善、都市緑化や水辺空間の創出等を促進します。

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「生活環境保全条例」に基づき、第1種エネルギー管理指定工場⁶に対し、温室効果ガス削減計画書の作成・公表、県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、中小企業による対策を検討するなど、産業部門の取組を促進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】計画の進捗状況等を把握するとともに、国の制度を活用して県内の第1種及び第2種エネルギー管理指定工場⁷等から排出された温室効果ガス排出量を把握し、事業者の地球温暖化防止対策に向けた取組を支援。また、中小企業における省エネルギー対策についての調査・研究を実施。

※ **関連事業**：広島県グリーンニューディール基金事業(P12)、緑地環境保全地域の指定等(P86)、都市公園事業(P86)、港湾環境整備事業(P87)、エコアクション21導入促進(P100)、エコアクション21取得支援(P100)

1 化石燃料：動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のこと。主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

2 新エネルギー：「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」では、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面における制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電・熱利用、中小水力発電、地熱発電、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造をいう。

3 ライフサイクルアセスメント(LCA)：Life Cycle Assessment の略。特定の製品が生産から消費・使用、廃棄までのライフサイクルを通じて環境に与える影響を評価する方法。

4 ESCO事業：ESCO(Energy Service Company)事業の略。ESCO事業者が、施設の照明や空調などエネルギー設備を省エネルギー型に改良転換することを提案し、設計・施工・運転管理まで包括的に提供することにより省エネルギー化を実現し、かつ、その効果を保証する事業。設備の改修費等初期投資を、省エネルギー化による光热水費削減分で回収する。

5 ヒートアイランド現象：都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

6 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000kL以上の工場・事業場

7 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500kL以上3,000kL未満の工場・事業場

(3) 運輸部門

- 低公害車等の普及促進を図ります。
- 鉄道、路線バス等の公共交通機関の利便性の向上、パークアンドライド⁸等の交通需要マネジメント（TDM）⁹の推進等により、自家用自動車の交通量の低減を推進します。
- 不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛など、エコドライブ¹⁰の推進を図ります。
- 道路交通流の円滑化を図るため、路上工事の施工方法等に留意しつつ基盤整備を推進します。

ア ひろしまEVタウン推進事業 [環境政策課]【新規】

走行中にCO₂を排出しない電気自動車（EV）の導入を促進するため、電気自動車の貸出及び充電設備の整備を行うレンタカー事業者等への支援を実施し、購入の動機付けとなるよう県民が気軽に電気自動車の性能を実感できる機会を提供します。また、観光ともタイアップすることで、本県の自然美のPRと環境意識の啓発を図ります。

【平成22年度内容】レンタカー事業者等による電気自動車の導入（18台）及び充電設備の整備（11台）に対して助成。10月から県民、観光客等へ貸出。

イ 環境にやさしい水素自動車導入事業 [環境保全課]

次世代低公害車を県が率先して導入し、地球温暖化防止や新エネルギー導入促進の普及啓発を図り、イベントや環境学習等に活用します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】「環境にやさしい水素自動車」として、21年8月までマツダRX-8ハイドロジェンREを導入し、21年9月からはプレマシーハイドロジェンREハイブリッドを導入。

※ 関連事業:生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進(P36)、都市交通円滑化の推進(P37)、環状道路・バイパスの整備(P38)、街路事業(P38)、交通管制システムの高度化(P38)

(4) 民生（家庭）部門

- 各種媒体を通じた広報や地球環境問題をテーマとした講演会の開催等により、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立に向けた普及・啓発を行います。
- 省エネルギー機器や環境共生建造物¹¹の普及を促進するしくみづくりを行います。
- 市町や「広島県地球温暖化防止活動推進センター」¹²、「地球温暖化対策地域協議会」¹³、「地球温暖化防止活動推進員」¹⁴、「ひろしま地球環境フォーラム」等と連携を図り、地域における効率的な地球温暖化防止対策を推進します。

8 パークアンドライド：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

9 交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management）：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

10 エコドライブ（環境に配慮した運転）：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられます。（参照URL：県ホームページ：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/f/f1/aidring/aidrin.pdf>）

11 環境共生建造物：住宅の高気密性・高断熱化や冷暖房・給湯・照明機器の改善などを図るとともに、太陽光・太陽熱の利用、雨水の再利用、生ごみの堆肥化や屋上植栽などにより、エネルギー消費や二酸化炭素排出量の削減をはじめ環境保全に総合的に配慮することを目標とした住宅等の建造物。

12 広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日に（財）広島県環境保健協会を指定している。

13 地球温暖化対策地域協議会：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行ふために設置するもの。

14 地球温暖化防止活動推進員：地球温暖化対策推進法の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱するもの。

ア 県民運動の支援（環境保全活動支援事業） [環境政策課]**(ア) 「ひろしま環境の日」の設定【新規】**

「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」を加速させるため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、本年6月より毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と定め、広報及び普及啓発に積極的に取り組むとともに、様々な環境関連行事や実践事例等について情報を発信していきます。

【平成22年度内容】県民だよりやテレビ広報番組による広報を実施。

(イ) マイバッグ運動の推進

「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」の重点取組として、市町・事業者及び消費者団体等の協力を得てレジ袋無料配布中止に関する協定を締結し、平成21年10月1日から取組を開始した。

【平成21年度実績】26事業者（400店舗）と協定を締結。

【平成22年度内容】マイバッグ運動の趣旨を啓発し、定着・拡大を図るとともに、取組参加事業者の新規参画を促進。

(ウ) 家庭における取組支援

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援します。

【平成21年度実績】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベントの開催や家庭での環境家計簿の普及を目的にエコカレンダーを2万部作成し、市町等を通じて配布。

また、学校における環境学習の推進を図るため、小学生が取り組める項目を日記形式でまとめた「エコチャレンジ日記」を3万部作成し、県内の小学校に配布。

【平成22年度内容】引き続き、県民への地球温暖化防止に関するイベントの開催、エコカレンダーやエコチャレンジ日記を作成・配布。

(エ) 地域における取組支援

広島県地球温暖化防止活動推進センター（(財)広島県環境保健協会）等と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】地球温暖化対策地域協議会が各市町で1団体以上設立されるよう、新規協議会の設立を支援。（平成21年度：3市町で4地域協議会が新規設立）

(オ) 環境学習講師派遣

学校、自治会、公民館等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識や経験を有する講師を派遣します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】21年度は、37人を派遣。22年度も引き続き実施する。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進 [環境政策課]

キャンペーン期間中（6月20日～7月7日）、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム会員企業へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯（ライトダウン）を実施するとともに、地球温暖化問題を考える機会として広く広報します。

【平成21年度実績】事前に新聞広告やマスコミへの情報提供のほか、街頭でのPR活動を実施。ライトダウンの取組を周知。県内で468箇所が参加登録。

【平成22年度内容】テレビスポットCMや「七タライトダウンコンサート」を実施。県内で452箇所が参加登録。

ウ 長期優良住宅の普及促進 [住宅課]¹⁵

広報や講習会の開催等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図ります。

【平成 21 年度実績】県ホームページ等による広報を実施。制度周知・技術普及のための講習会を開催。

【平成 22 年度内容】県ホームページ等による広報を実施。技術普及のための講習会を開催。

(5) その他

ア 地球温暖化適応策検討事業 [環境政策課]

地球温暖化の進行に伴う影響に対する適応策について、国の検討成果等も踏まえながら、地域に対する影響を把握し、軽減するための調査等を実施します。

【平成 21 年度実績】平成 20 年度の調査結果を踏まえ、県内への影響を継続的に把握するモニタリング指標等を検討。(事業終了)

イ カーボン・オフセット普及促進事業 [環境政策課]¹⁶

低炭素社会の構築に向けた自主的なCO₂排出量を削減・吸収する取組の手法である「カーボン・オフセット」について、本県における県民・事業者の取組を促進します。

【平成 21 年度実績】県民や事業者が積極的にカーボン・オフセットに取り組むことができるよう、制度の趣旨や取組事例等を掲載したガイドブックを作成するとともに、カーボン・オフセット制度を活用した事業創出の検討を実施。(事業終了)

ウ 森林によるカーボン・オフセット推進事業 [環境政策課] 【新規】

森林整備による森林吸収量の増大、木質バイオマスのボイラーエネルギー利用によるCO₂排出量の削減を推進するため、カーボン・オフセット制度の活用について、その実現可能性を調査・研究します。

【平成 22 年度内容】森林事業者や木質資源利用事業者等のカーボン・オフセット手法導入に関するニーズ調査等を実施し、実現可能性を調査・研究。

エ 信号機の改良（LED化）[交通規制課]¹⁷

信号機の白熱電球を、消費電力が少ないLED灯器・LED電球に交換し、二酸化炭素排出量の低減を図ります。

(ア) LED灯器

【平成 21 年度実績】車両用灯器 788 灯、歩行者用灯器 801 灯

【平成 22 年度内容】車両用灯器 30 交差点、歩行者用灯器 30 交差点

(イ) LED電球

【平成 22 年度内容】車両用灯器 4,589 灯、歩行者用灯器 3,850 灯

15 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

16 カーボン・オフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合せ（相殺）する考え方。

17 LED (Light Emitting Diode)：発光ダイオード、電気を流すと発光する半導体。

2 新エネルギーの導入促進

●現状と課題

「京都議定書」の目標達成に向け、エネルギー供給面においても温室効果ガスの削減効果の高い対策を実施する必要があります。

本県では、R D F¹による高効率発電を行う「福山リサイクル発電施設」を整備しており、平成21年度発電量は約104百万kWh（実績）となっています。

また、日照時間が長いという本県の地域特性及び国の補助制度の復活、余剰電力買取制度の創設、市町補助制度の創設等により、太陽光発電の導入が進んでいます。このうち、住宅用太陽光発電システムの設置件数は、平成6年度から平成21年度（12月末）までの累計で導入件数は約18,000件となっています。（太陽光発電普及拡大センター等調べ）

更に、本県は豊富な農林水産資源を有しております、バイオマス²を活用した発電・熱利用も進められています。

県内のクリーンエネルギー自動車の普及については、ハイブリッド車を中心に15,696台の登録があります。（平成21年9月末現在、中国運輸局調べ）

【施策の方向】 ■ 新エネルギーの一層の導入促進

●施策の展開

- 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」³を踏まえつつ、平成17年3月に策定した「地域新エネルギービジョン」の具現化を図るため、「自然活用の視点」、「資源循環の視点」及び「新産業育成の視点」の3つの視点に基づき、化石燃料によらない環境負荷の少ない新エネルギーの導入促進を図ります。
- 経済性、安定性、効率性等の諸特性を考慮しながら、国等の補助・融資制度を活用し、公共施設などへの太陽光・太陽熱及びバイオマスなど新エネルギーの導入を加速させます。

ア 大規模太陽光発電導入促進検討事業 [環境政策課]

降雨量が少なく、日射量が多いという本県の地域特性を生かし、大規模太陽光発電（1,000kW以上の発電能力のある太陽光発電。メガソーラー発電）の本県への導入を促進します。

【平成21年度実績】有識者等による「大規模太陽光発電導入促進研究会」の開催（3回）及び県内公共関係適地の調査、メガソーラー発電事業に対する事業者意向調査を実施。適地調査により10箇所をリストアップ。（事業終了）

1 R D F : Refuse Derived Fuel の略でごみ固形燃料と訳す。ごみを破碎・選別後に乾燥、圧縮、成型し、減容・固化して燃料化したもの。
2 バイオマス：もともと生物（bio）の量（mass）のことだが、再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいう。

3 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（R P S法）：電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置が規定された法律。新エネルギーの種類を規定し、それぞれの利用目標を定めることとなっており、電気事業者に一定割合以上の新エネルギー電気の利用が義務づけられた。

イ 広島県グリーンニューディール基金事業（地球温暖化対策関係事業）【環境政策課】

地球温暖化対策等の喫緊の環境問題を解決し、持続可能な地域社会を構築するため、国の「地域グリーンニューディール基金」補助金により上積みした環境保全基金を活用し、多様な取組を推進します。

県民・事業者の二酸化炭素削減の一層の取組を促進するため、太陽光発電等の導入を支援するとともに、啓発効果の高い公共施設へ太陽光発電等を率先導入します。

区分	事業内容	実績及び内容
地球温暖化対策関係事業	①住宅用太陽光発電システム等普及促進事業 住宅用太陽光発電システム及び省エネ設備(LED照明器具等)を複合的に設置する住民に補助する市町を支援 補助単価：7万円/件 (市町への補助率10/10)	【平成21年度実績】 9市町(竹原市、尾道市、大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、神石高原町)合計82件補助 【平成22年度内容】 広島市を除く全22市町に対し補助
	②事業者等省エネ改修支援事業 民間事業者の複合的又は一体的な省エネ改修費を助成 補助率：1/3、補助上限額：200万円/件	【平成21年度実績】 補助件数：1件 (高効率空調機への更新) 【平成22年度内容】 補助予定件数：8件
公共施設省エネ・グリーン化推進事業	①市町施設省エネ・グリーン化支援事業 市町施設における太陽光発電システム、LED照明等の複合的又は一体的な設備整備を支援 補助率：10/10	【平成21年度実績】 5市町(尾道市、大竹市、東広島市、府中町、北広島町)に対し補助、平成22年度中に完成予定 【平成22年度内容】 7市町(呉市、竹原市、福山市、三次市、庄原市、廿日市市、海田町)に対し補助
	②県有施設省エネ・グリーン化推進事業 県有施設における太陽光発電システム、LED照明等の複合的又は一体的な設備整備	【平成21年度実績】 中央森林公園、福山青少年自然の家及び宮島公園で実施し、平成22年度中に完成予定 【平成22年度内容】 びんご運動公園、みよし公園、県立総合体育館で実施

ウ 「緑の分権改革」推進事業 【環境政策課】 【新規】

総務省の「緑の分権改革」推進事業を受託して、県内2市において地域のクリーンエネルギー資源の賦存量の調査及び実証調査を行います。

【平成22年度内容】三次市、庄原市で実施。

エ 県立学校施設設備整備事業（太陽光発電導入）【施設課】

県立学校において、校舎屋上等に太陽光パネルを設置し、地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図ります。

【平成21年度実績・平成22年度内容】県立学校10校に太陽光発電を導入（平成21年度・22年度の2か年事業）。

※ 関連事業：環境に優しい水素自動車導入事業(P8)、福山リサイクル発電事業の運用(P25)、工業用水道事業・水道用水供給事業(P109)

3 吸収源対策の推進

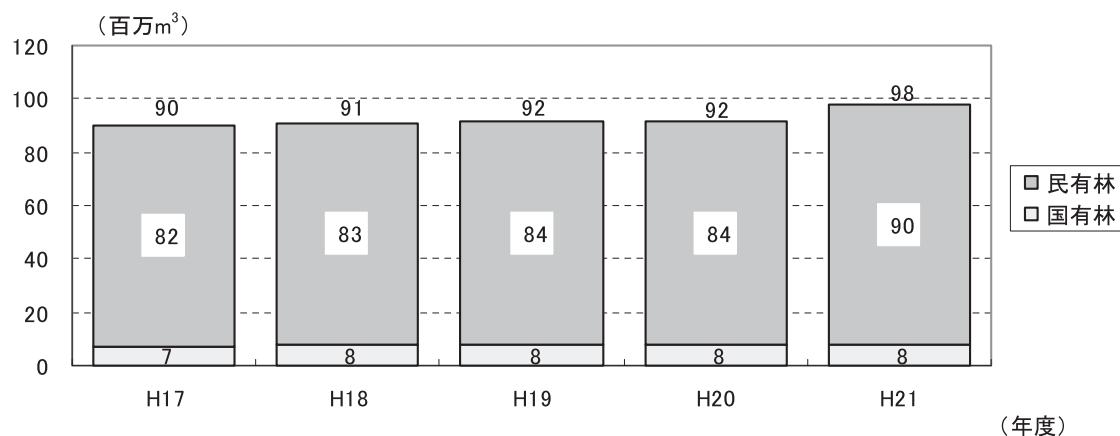
● 現状と課題

木材価格の低迷による林業生産活動の減退やライフスタイルの変化などにより、間伐等未実施林など手入れ不十分な森林が存在しています。

このような状況のなか、現状程度の水準で森林整備等が推移した場合、確保できる森林の吸収量は「京都議定書」で認められた我が国の森林吸収源対策による上限値3.8%を大幅に下回るおそれがあります。

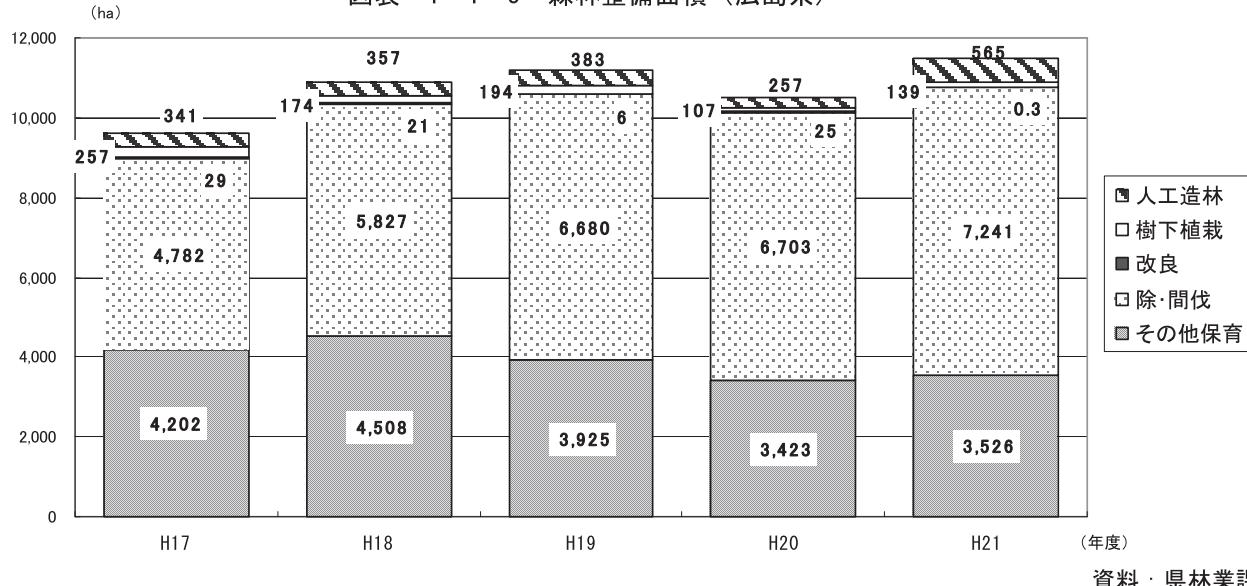
このため、適切な森林経営により温室効果ガスの吸収量を確保し、地球温暖化防止に積極的に貢献していく必要があります。

図表 1-1-4 森林蓄積量（広島県）



資料：県林業課

図表 1-1-5 森林整備面積 (広島県)



資料：県林業課

【施策の方向】

- 「京都議定書」で認められた我が国の森林吸収源対策による吸収量の上限値3.8%の確保に向けた森林の整備・保全等の推進

●施策の展開

- 森林の特性に応じて、複層林化、広葉樹の導入等を含む多様な森林整備の展開や、緊急に間伐等の保育が必要な森林における施業の推進、荒廃林や病害虫被害森林の復旧等により、健全な森林の整備を推進します。
- 保安林の保全に努めるとともに、「自然公園法」や「自然環境保全条例」に基づく優れた自然の風景地と森林や自然環境の保全を図ります。
- 森林ボランティアやNPO、団体、企業など、広く県民参加による森林の整備や保全活動の推進を図ります。
- 県内一円の木材を対象とした県産材の流通体制を構築するとともに、県産材消費拡大緊急支援事業を通じて、県産材の利用拡大を図ります。
- 国の「緑の政策大綱」等に基づき、都市公園、道路、河川等の公共公益施設等において高木を植栽するなど、都市部の計画的な緑化を推進します。

ア 森林整備加速化・林業再生事業 [林業課]

間伐の促進と間伐材等の森林資源の安定的な利用による林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにより、森林の整備を促進します。

【平成21年度実績】間伐(645ha)、林内路網整備(25路線)、高性能林業機械導入(8台)等

【平成22年度内容】間伐、林内路網整備、高性能林業機械導入等を予定

イ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した一戸建て住宅を新築又は購入する場合に、その金額の一部を助成します。

【平成21年度実績】一戸あたり40万円 117戸、50万円 94戸を助成。

【平成22年度内容】一戸あたり40万円を助成。

※ 関連事業: 水源林造成事業(P34)、森林整備地域活動支援事業(P75)、森林整備事業(造林事業)(P75)、森林病害虫駆除事業(P75)、緑化活動推進事業(P75)、地域森林計画に基づく保安林の指定の促進(P75)、都市公園事業(P86)、街路事業(P86)